

提案者選定及び技術提案書特定評価要領
【町営小島住宅建築その他工事】

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、担当課の入札参加資格認定の審査の結果、資格認定がされなかった場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について
「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、設計者選定審査委員会において、5者程度を選定する。
- (2) 技術提案書の特定について
「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、設計者選定審査委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。
- (3) 特定結果の公表について
特定結果については、別紙6－2のとおり全ての提出者の評価基準毎の点数を公表するとともに、審査委員長による講評及び技術提案書の一部（様式8）を、町ホームページで公表する。

3 提案者の選定基準について 【別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

※ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均値（四捨五入により少数第2位までとする。）を採用する。

(1) 提出者の技術力

ア 平成16年4月以降の業務の実績

事務所が過去10年間（平成16年4月以降）に、町等から受注した設計業務の実績を1件、次の順で評価する。

※ 町等とは、国，都道府県，市町村とする。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 1,000 m ² 以上	1.0
② 設計対象面積 500 m ² 以上1,000 m ² 未満	0.6
③ 設計対象面積 500 m ² 未満	0.3

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数	
総合	一級建築士	1.0	
	二級建築士	0.4	
	その他	0.2	
構造	構造設計一級建築士	1.0	
	一級建築士	0.8	
	二級建築士	0.4	
	その他	0.2	
電気	設備設計一級建築士	1.0	
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8	
	一級電気工事施工管理技士	0.4	
	二級電気工事施工管理技士 その他	0.2	
	機械	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
一級管工事施工管理技士		0.4	
二級管工事施工管理技士 その他		0.2	

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

(3) 技術者の技術力

ア 平成 16 年 4 月以降の業務の実績

過去の実績を 1 件、次のとおり評価する。

(ア) 同種業務=1.0, 類似業務=0.5 とする。

同種業務とは、延べ面積 600 m²以上の木造の共同住宅を対象とした設計業務

(複合用途の場合は、共同住宅の部分をいう)

類似業務とは、延べ面積 600 m²以上の建築物を対象とした設計業務

(イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値(四捨五入により小数第2位までとする。)を「平成 16 年 4 月以降の業務の実績」の評価係数とする。

イ 継続教育 (CPD)

前年度(4月1日～翌3月31日)において、取得したCPD取得単位を評価する。(CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。)

CPD取得時間	評価係数
12時間以上	1.0
6時間以上12時間未満	0.6
6時間未満	0.2
取得していない	0

ウ 過去の受賞歴(管理技術者)

管理技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数を評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認すること。

評価基準	評価係数
① 受賞歴3回以上	1.0
② 受賞歴2回	0.6
③ 受賞歴1回	0.2

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞(作品)
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	日本建築家協会賞
	J I A 新人賞
社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞

	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
社団法人日本建設業協会（旧社団法人建築業協会）	B C S 賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

4 技術提案書の特定基準について【別紙2（技術提案書を特定するための基準）】

業務の実施方針及び手法

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）ただし、ヒアリングに欠席した委員は、技術提案書の審査に参画できないものとする。

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
実施方針の的確性・独創性・実現性	業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

また、表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、次のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価点を減点、若しくは無効とし特定しないものとする。

記載場所	許されない表現を記載した場合	特に許されない表現を記載した場合
次欄の範囲以外	抵触事項1箇所につき5点	特に許されない表現を記載した場合 抵触事項1箇所につき10点
様式8のうち、規定する範囲（150平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）	抵触事項1箇所につき10点	

プロポーザル方式による設計者選定審査委員会の標準実施フロー図

